

令和2年11月25日開催

新庄市農業委員会第6回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和2年11月）議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日（水）午前10時
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	3番 清水 哲夫
4番 間 真一	5番 田宮 成彦
6番 丹 茂	7番 星川 豊
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	13番 高山 光弥
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（1名）

2番 笹 行也

5. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第 17 号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 6 | 議案第 18 号 新庄市農業委員会調査班の班員の決定について |
| 日程第 7 | 報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	津藤 隆浩	主 査	早坂 和弥
主 任	三宅 大輔	主 事	長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 2 年度新庄市農業委員会第 6 回総会を開催します。総会に入る前に事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 18 名です。欠席通告者は 2 番の笹行也委員の 1 名でございます。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 6 回総会が成立していることをご報告いたします。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に8番五十嵐成生委員と18番佐藤喜代志委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区3件、萩野地区2件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、ご報告をお願いいたします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○9番

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、11月14日に確認しました。借人の〇〇さんは密苗にも取り組んでおり、耕作に支障なしと考えます。単価についても双方合意のものであり、問題無しと考えます。よろしく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○9番

11月18日に確認しました。事務局説明のとおりであり、問題無しと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長

それでは、次に新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区3番について、11月18日に調査・確認しました。対価についても双方合意のものであり、問題無しと考えますので宜しく申し上げます。

○議長

それでは萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○6番

萩野1番、11月19日に確認調査しました。〇〇さんと△△さんは親戚関係にあります。この土地は耕作放棄地になるのを防ぐために△△さんが牧草を植えて、管理していました。今回売買という事で、対価の方も双方合意という事で、問題無いというふうに考えます。

○議長

それでは萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○6番

萩野2番、11月19日に確認調査いたしました。この土地は〇〇さんが△△さんより長く利用集積で借りていたもので、今回農用地区域外という事で、第3条で賃借権を設定したという事です。借賃も双方合意という事で、問題無いというふうに考えます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第14号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第15号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第15号農地法第4条の規定による許可申請について、八向地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてをご報告をお願いします。それでは八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

議案第15号農地法第4条の規定による許可申請について、八向1番、11月14日に調査確認いたしました。事務局の説明通りで間違いありませんでした。この土地は段差があるため、効率よく農作業をするために農地改良が必要だという事でした。よろしく願います。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第15号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第15号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○9番

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について11月の18日に確認しました。事務局説明の通りであり、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○15番

萩野1番について、11月16日に調査確認しました。〇〇さんと△△さんは知人関係であり、現在農地は△△さんの隣で牧草地として管理されています。また△△さんは大型ダンプを所有しており、その用地も必要という事でした。両者合意であり、都市計画区域外ですので、問題無しと考えます。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第16号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定しました。

○議長

次に日程第5、議案第17号農用地利用集積計画についてを上程します。ここで、森良一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席いたします。暫時休憩いたします。

<「森良一委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第17号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区4件、萩野地区3件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を朗読し、計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました、賃借権設定6件、所有権移転2件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第17号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めますので、暫時休憩いたします。

<「森良一委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

日程第6、議案第18号新庄市農業委員会調査班の班員の決定についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第18号新庄市農業委員会調査班の班員の決定について議案書に基づきご提案いたします。(議案書を朗読し、提案理由を説明)
ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました新庄市農業委員会調査班の班員の決定について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第18号新庄市農業委員会調査班の班員の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第18号新庄市農業委員会調査班の班員の決定については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件、稲舟地区2件、萩野地区1件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区1件、稲舟地区1件、八向地区2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年11月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 五十嵐 成生

議事録署名委員 佐藤 喜代志